

---

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回の質問は3問ありますけれども、そのうち2つにつきましては、二、三年前に質問したものの続編といった形になります。当時とは社会情勢等が変わってきたこともありますし、あとは教育長に新しく栗林先生が就かれたということもありまして、改めてお考えをお伺いしたいなど思いまして、このような質問とさせていただきます。

それでは、まず、1問ずつまいります。

まずは1つ目、六郷高校へ給食を提供することの「検討」を。

令和3年6月定例会で、六郷高校への支援をテーマに一般質問をしました。そこで、「六郷高校に給食を提供する考えは」と聞いたところ、前教育長からは、「町内小中学校の児童生徒に教育活動の一環として提供している給食を、県立高校であり、かつ町外の生徒も在籍している六郷高校へ提供することは、学校給食法の趣旨から外れるものであり、困難」との答弁をいただきました。

この判断についてですが、私としては、法律の解釈の幅によるもので、絶対的な正解ではないと受け止めています。現に何年も前から、町が県立高校に給食を提供しているところは、秋田県外では幾つもあります。県内でも、羽後高校は昨年からは給食の提供を始めました。

羽後高校の今年度の入学者数は41名、前年度の生徒数21名と比較し1.7倍の伸びを見せています。給食の提供が生徒増加の一因となっていると考えられます。

六郷高校の場合も、給食を提供することについて、まずは「検討してみる」ことが必要ではないでしょうか。羽後高校などの先進事例を調査した上で、「実施する・しない」を判断すればよいのではないのでしょうか。

保護者の負担軽減、食育の推進など、給食には多くの利点があります。六郷高校の存続を願い、秋田県に要望活動を行うことも大切ですが、もっと実効性のある積極的な支援策を打ち出していくことが重要だと考えます。

六郷高校へ給食を提供することについて、実施の是非を検討するかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

学校給食法による学校給食とは「義務教育諸学校において、児童生徒に対し実施される給食」とされており、町としてもその趣旨に基づき、心身の健康な発達を促すことを目指し、教育の一環として給食を提供しているところであります。

さて、質問にありましたように、羽後高校では昨年8月下旬より、羽後町から学校給食の提供が開始されております。

確認しましたところ、羽後高校の全校生徒86名のうち羽後町在住の生徒は50名で、割合としては58.1%でした。

また、給食は希望者のみへの提供で、全校生徒86名中、約8割の生徒に給食を提供しているとのこと。

ただ、開始してまだ日が浅いため、その効果とかメリット、デメリット等の詳細については今後の検証となるようです。

なお、六郷高校の全校生徒は138名であり、そのうち美郷町在住の生徒は52名で、割合は37.7%となっております。

町による県立高校への給食提供が実現するには、県教育委員会や県立高校の意向、法令等制限のクリア、栄養教諭の配置、施設・設備や人員の対応、改修に伴う費用負担、条例や規則の改正など、たくさんの課題を解決しなければならなかったと思われまますので、それらについて調査研究したいと考えます。その上で、町としてどのような支援が望ましいかを見極め、考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 続きまして、モンベルの通学用バックパックを新入学児童に配布しては。

令和2年3月定例会で「高価なランドセルを買わなくても済むように、児童の通学用かばんとしてリュックの推奨品を指定してはどうか」といった内容の一般質問をしました。前教育長からは「教育委員会が方向づけることは適切でなく、保護者の理解が得られるものを各学校の裁量で定めるべき」との答弁をいただきましたが、その後の社会情勢等の変化もあったことから「モンベルが開発した高機能な通学用バックパック「わんパック」を新入学児童に配布してはどうか」と、改めて提言をいたします。

多くのメディアで報じられたため、既知の方も多はずですが、富山県立山町は、包括連携協

定を結んでいるモンベルの「わんパック」を新入学児童全員に配布し、町民からは大いに喜ばれているとのこと。美郷町も同じ事業を実施すべきではないでしょうか。そこまでは難しいとしても、「わんパック」を推奨品として指定すれば、子育て家庭の負担軽減を図ることができます。

ランドセルの問題点として、必需品でありながら高額な出費が求められること、町内で購入することが難しいなどが挙げられます。

ランドセルはかわいい孫のため祖父母が購入してあげるもので、その楽しみを奪わないでほしいという声もありますが、全ての子供に祖父母からの支援があるわけではなく、それに、入学祝いに買い与えるものはランドセルでなくてもよいはず。最近「ラン活」という言葉もあり、ランドセルの購入がとて面倒になっているという状況もあります。入学の1年近くも前からネットを見て情報収集を始めるような状況です。

美郷町もモンベルの「わんパック」を新入学児童に配布することを考えてみてはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童の通学用かばんにつきましては、以前、教育長が答弁したように「町教育委員会が方向づけることは適切でなく、保護者の理解が得られるものを各学校の裁量で定めるべきもの」と私も認識しております。

一方、「第3次美郷町総合計画」の策定検討においては、子育て支援の強化を図るため、経済的支援の一つとして、児童の通学用かばんに関する学校の裁量権を認識しつつ、議員ご提案の通学用バックパックの小学校新入学児童への配布か、入学関連経費に広く活用できる現金給付か、どちらが望ましいかを比較検討しております。

その結果、無償配布することで利用に関する同調圧力が生じないかという懸念、多種多様な色やデザインのあるランドセルの中から、児童が長きにわたり使用するものを自分で決められるという選択の自由性、祖父母が孫のために買ってあげたい思いの存在などを考慮し、通学用バックパックの配布ではなく、現金給付のほうが望ましいと判断し、小学校・中学校に入学する児童生徒に対して1人3万円の入学祝金を給付する制度をスタートさせているところです。

なお、先ほども答弁しましたが、県外自治体の例ですが、令和5年度の新入学児童に無償配布した通学用バックパックの使用状況は、178人中70人の使用で、約39%の使用率とのことでした。

以上のことから、町としては引き続き入学祝金制度を継続し、通学用かばんなど入学関連経費

にご活用いただくことで、保護者の負担軽減を支援してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） ご答弁いただきありがとうございました。

いつもは町長からの答弁の後、すぐ再質問ということで頭がついていきませんが、今回、今日に関しては、前もって聞かせていただいているのと同じようなことですので、ちょっと余裕を持って再質問ができるなど。

通告書にちょっと入り切らなかった部分、字数が多過ぎて入り切らなかった部分などの説明から含めましてお話をさせていただきたいと思います。

まずは、無償配布という部分ですけれども、私は、通告書に無償配布とは書きませんでした。配布には無償もあれば、有償もありますということで、私はいろいろ考えたところ、高負担とはならない金額の有償配布のほうがいいのではないかと思ったところです。教育の無償化、子育て世帯の負担軽減ということが言われていますけれども、小学校に入るときのかばんだけ無償にすればいいものではないと考えております。中学校のかばんや制服はどうなのか、小・中学校のトレパンはどうなのか、給食費はどうなのか、どこに補助を入れれば効果的なのかということは幅広く見て判断すべきものだと考えます。それに、無償で物がもらえるとなると、物を大事にしないということにもつながりかねませんので、高負担とはならない有償配布のほうがいいなと思って、通告書には幅を持たせたような書き方をしたところです。

あとちょっとだけ個人的な経験を語らせていただきますと、私は小学校のとき親から買ってもらった黒いランドセルで6年間学校に通いました。ただ、私の2級下の学年、私が小学校3年生のときの1年生からはリュックに変更となりました。学校が統合したことを契機に、新しい校章ワッペンをつけたリュックが指定され、その年の新入生からは、皆がリュックで通うようになりました。私はそのリュックを見て、かっこいいなと、自分もランドセルをやめてリュックにしたいなと思ったものですが、要するに何が言いたいかというと、人間の感覚なんてちょっとしたことですぐ変わってしまうものだなということを申し上げたいわけです。

今回の私がこのような一般質問をした理由としては、一番のところは、通告書にはちょっと書き切れない部分なんですけれども、率直に言いますと、ランドセルなんかもうやめませんか。私は脱ランドセル、そのためにはモンベルのリュックがいいんでないですかというふうなことを申し上げたいと思いました。

小学校入学に当たって、通学用のかばんが必要になるなら、学校で使うトレパンと一緒に町の学童用品販売店でまとめて安く買えたほうが便利じゃないですかと。子育て世帯にとっては、家計の負担だけでなく、仕事も忙しい中で、「ラン活」なんて面倒なものに時間を取られたくないよと。その苦勞を理解して解決を図るべきではないかなと、私はこのように考えました。

ランドセルが町の補助などもあって皆さん買えているじゃないかと、買えているからいいじゃないかという話ではないと。これは、個人の家庭の問題に終わらせてはいけないと思います。社会全体の問題だと思います。社会問題ですから、解決を図らなければいけないと、私はそのように考えています。

3年前に一般質問で取り上げたときよりも、ランドセルに振り回される世の中が一層進んだなと私は感じております。入学する1年以上も前からネットで情報収集を始め、カタログを取り寄せて展示会に足を運んでと、なぜこんなことしないと通学用のかばんが手に入らないのか。私は自分の息子のために私の両親からお金を出してもらってランドセルを購入したのは、もう15年も前になりますけれども、当時は「ラン活」なんて面倒なこともなく、もっと簡単に購入することができました。自分が今こんな面倒なことをやらなければいけないかと思うと、子育てって何と大変なものだと、もうやめたくなるなという気持ちになります。

「ラン活」がエスカレートする原因は、祖父母のお金が孫のランドセル購入に注がれるため、その結果、ランドセルの高級化、おしゃれ差別化路線が進むからです。ランドセル以外にも使っていることになっているのかもしれませんが、しかし、実質的にはランドセルは義務化された状態にあると私は捉えています。ランドセルは、家庭の経済力が表れるファッション性の強い商品なので、ひと目見て安物だと分かるような品は買いたくない。リュックなんか買ったら、あの家はランドセルを買うお金がないからだと笑われて、いじめの対象になってしまう。こういった性格の商品だから、周囲の目を気にしつつ、恥ずかしくない価格帯のランドセルを皆が買い続けることになる。社会全体としてこういうことになっていると、まずこれを認識する必要があると思います。

大人の世界の商品でいうと、車ですとか腕時計に近い商品になっていると思います。動けばいい、時間が分かればいいという車、腕時計ですけれども、中には高級なものを持っている人もいます。ただそれは趣味の世界の奢侈品の話ですから、それをとやかく言うことではないと思いますけれども、しかし、ランドセルについては、勉強するための道具、公教育を受けるための必需品です。それが家計の状態を表す、シグナリングするような奢侈品になってしまっているのはおかしいことではないでしょうか。

中学校へ入るときは、皆同じバックに制服、トレパンです。どうしてそれと同じようにできないのでしょうか。

ランドセルを認めてしまっている限り、リュックへの切替えは進みません。何でもいいよという話にはなりません。ランドセルはやめて、みんな同じリュックにしたほうがいいというのが私の考えです。

そのランドセルをやめるに当たり、一番いいのは、美郷町の場合、モンベルのリュックではないかと、私はそのように考えております。

リュックの引渡しの場所になるのは、町の学童洋品店……。

○議長（森元淑雄君） 鈴木君、脱ランドセルは通告にありませんので、その辺のところを考慮して再質問。

○3番（鈴木正洋君） それではまとめに入ります。

保護者が負担に感じている「ラン活」というものをやめるために、私はモンベルのリュックがいいと考えましたけれども、町では保護者がやらねばいけないこの「ラン活」について、どのように考えていますかと。町の商店で安くリュックが買えるほうがいいのではないですかと。そのような対応、もし町の商店のほうでリュックが販売されているのであれば、そのようなものを推奨するような町の動きはないのでしょうか。松田町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。私語は慎んでください。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の配布についての理解の仕方ですが、議員の質問趣意書の中に、配布という表現と推奨品という表現がありましたので、有償配布と推奨品の違いがよく私のほうは理解できませんでした。したがって、配布は無償配布というふうに捉えたので、先ほどの答弁でした。推奨品をどう捉えるかということと有償配布の違いがよく分からないということです。

それから、ただいまの「ラン活」についてどう考えるかですが、全員の方がそういったことをなさっているわけではないと私は思いますが、一つの取組を全体の象徴的な取組と捉えるのは危険性がないかと私は思います。ですので、いろんな考え方がある、あるいは、いろんな取組方がある中で、どういうふうに判断し、町としての施策に反映させるかという観点で現在の制度を選択している次第です。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） それでは、3問目です。

選挙の利便性の向上についてです。

これは2項目あります。

1番、投票区の境界調整と共通投票所の導入を。

4月に行われた県議会議員選挙から、再編された17投票区、17投票所による選挙となりました。これまでとは違う投票所へ足を運んだ人も多くいたことでしょう。

投票所の位置を地図で確認すると、指定の投票所が投票者の最寄りとはならない場合があります。六郷地区の場合、町部の中心を囲むように4つの投票所（鑑田コミュニティセンター、保健センター、六郷小学校、大島会館）が設置されています。隣の投票区の投票所のほうが近い人もいれば、どの投票所へ向かっても同じように遠いという人もいます。

六郷地区以外を見ても、同じような状況の地域はあります。この問題へ対応するため、投票区の境界調整を行い、また、共通投票所の導入についても検討すべきだと考えます。

投票区の境界調整は、行政区ごとに最寄りの投票所を確認し、帰属させる投票区を見直すことになります。

共通投票所の導入は、二重投票を防ぐ対策が必要になりますが、どの投票所でも投票できるようになれば、利便性は格段に高まります。買物先の近くにある投票所や駐車場の広い投票所などを選ぶ人もいることでしょう。ぜひ検討してほしいものです。

2番、期日前投票をする人から、選挙公報を見てもらうために。

選挙公報は、美郷町議会議員の選挙でも前回から発行されるようになりました。しかし、期日前投票を早く済ませてしまった人にとっては、後で公報が届くため、余り意味のないものとなっています。

立候補の届出が終了し、投票になることが確定してから印刷を始めるため、期日前投票の前に公報を届けることはできませんが、しかし、投票者が情報を閲覧できるような仕組みは、工夫次第で構築できると考えます。

一つの方法としては、期日前投票所の壁などに公報を貼り出すことです。もう一つは、電子情報化した公報をネットで公開し、参照できるようにすることです。選挙のお知らせはがきに参照用のQRコードを載せている自治体もあります。

美郷町においても何らかの対応を検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） ただいまの質問の相手は選挙管理委員会委員長であることから、選挙管理委員会に説明員の出席要求をしたところ、書記長の高橋 穰君を出席させる旨の回答がありまし

たので、答弁を求めます。選挙管理委員会書記長、登壇願います。

(選挙管理委員会書記長 高橋 穰君 登壇)

○選挙管理委員会書記長(高橋 穰君) ただいまのご質問にお答えいたします。

投票区については、公職選挙法により選挙管理委員会が設けることとされておりますが、明確な設置基準が規定されておられません。それは、各自治体の実情に合わせることを望ましいとされるためであり、町選挙管理委員会では、有権者数や投票所までの距離などを勘案し、現在17の投票区を設置しているところです。

ご質問にあった六郷地区の4つの投票所については、ご指摘のとおり、有権者によっては別の投票所のほうが近いという方もいるかとは思いますが、有権者数では、第7投票区、六郷小学校で1,170人、第8投票区、大島会館で1,120人、第9投票区、保健センターで1,100人、第10投票区、鑓田コミュニティセンターで761人とおおむね均衡が取れていると認識しているところです。

このような状況において、行政区単位で行政区の有権者の総意の下では投票区を見直す余地はあるものの、投票所までの距離を理由に1つの行政区を分けてまで投票所を変更した場合、混乱が生じることが懸念されます。また、この4投票区も含め、投票区全体を単に投票所の距離のみで見直すことは、現状では考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

次に、共通投票所についてですが、この制度は、平成28年の法改正により創設されたもので、投票日当日にいずれの投票区に属する選挙人も投票することができる投票所であります。

県内の自治体では、2市が導入しておりますが、その状況を伺ったところ、ある市では、効果として、当日投票者全体の5%ほどが利用し、「利便性がよかった」「従来の投票所より投票しやすい」などの声があったとのことでした。一方、二重投票防止のため、共通投票所を含む全投票所をネットワークでつなぐ必要があり、モバイル端末やソフトウェア、システムライセンス使用の導入による多額の経費の発生やシステム運用のための職員の増員配置など、今後のランニングコストが課題であるとのことでした。

また、別の市では、投票所を大幅に減らすことと併せて、全ての当日投票所を共通投票所とした経緯があり、期日前投票所と当日投票所を同じ扱いにしているとのことでした。

以上のことを踏まえますと、現在の投票所を維持したまま共通投票所を設置した場合には、一部の有権者の利便性が高まることが期待できるものの、費用対効果が高いとは言えず、また、導入経費を抑えるために投票所の大幅削減を行った場合には、遠距離の有権者が増加し、



投票率の低下を招く可能性があることから、町選挙管理委員会としては、現時点では設置は考えておりません。

共通投票所の機能を有する期日前投票制度を活用していただくことで、ある程度カバーできるものと考えております。

最後に、選挙公報についてですが、有権者の判断材料の提供及び投票率向上を目的に、令和3年9月の町議会議員一般選挙より導入いたしました。

その配布までのスケジュールですが、投票日5日目である立候補受付日、受付締切後直ちに印刷業者にデータを送付し、翌日の投票日4日目に印刷を終えた選挙公報を受領、その後、郵便局に受渡しをし、投票日前日までに全戸配布を終えるという流れになっており、議員ご指摘のとおり、早く期日まで投票を済ませた場合には、投票後に公報が届いてしまいます。

このようなタイトなタイムスケジュールであることから、令和3年の町議会議員一般選挙の際には、立候補受付後、同日中に有権者の判断に資するよう、選挙公報の電子データを町ホームページに掲載していたところですが、今回のご意見を踏まえ、ホームページに掲載する旨を、例えば、町広報での事前告知や選挙入場券はがきに文言を印刷するなど、周知を図ってまいります。

また、選挙公報を期日前投票所に貼り出すことについてですが、町選挙管理委員会では、希望者が公報をお持ちいただけるよう、期日前投票所へ備え付けて対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。